

新契約方法による請求書の変更(ひな形)

令和7年3月まで

請求書	令和○年○月分	請求番号○○○	請求年月日	令和○年○月○日	登録番号 T8080405006346		
○○○○○	御中	公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター 理事長 寺田志郎					
今回御請求額		¥87,413	10%対象 87,413円 (消費税 7,946円)				
契約件名	草木除草回収業務						
請求額	配分金	材料費等	処分費	事務費	交通費	控除	実人員
87,413	78,048			9,365			6

現状

会員配分金、材料費、センター事務費等を合算して請求

- ・センターが適格請求書発行事業者であることから、消費税全額仕入税額控除ができます。



令和7年4月から

請求書	令和○年○月分	請求番号○○○	請求年月日	令和○年○月○日	登録番号 T8080405006346		
○○○○○	御中	公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター 理事長 寺田志郎					
今回御請求額		¥87,413					
請求内訳	①センター業務料 適格請求書分 登録番号 T8080405006346	9,365	10%対象	9,365	内消費税額		851
	②会員業務料 非適格請求書分	78,048					
契約別 明細	契約件名	①センター業務料	②会員業務料	請求額小計			
	草木除草回収業務	9,365	78,048	87,413			

変更後

フリーランス法に伴い、請求書の内訳は、「①センター業務料」(現状の事務費やセンターで準備する材料費等)と、「②会員業務料」(現状の配分金や会員が準備する材料費・機械代等)に別れます。

- ・①センター業務料は仕入税額控除できますが、②会員業務料については、会員が免税事業者等の理由から仕入控除の対象となりません。